

会員権契約における為替手形を伴う金銭消費貸借契約に係る二重支払請求等紛争案件

報 告 書

昭和61年8月7日

東京都消費者被害救済委員会

目 次

第1	紛争解決の審議経過及び結果について	1
第2	紛争の概要とその解決について	2
1.	当事者の表示	2
2.	紛争の概要	2
3.	申立人の申立内容	4
(1)	申立内容の種類	4
(2)	申立内容	4
4.	事業者の見解	9
(1)	「B社」(クレジット会社)	9
(2)	「C社」(金融会社)	11
(3)	「D社」(会員権サービス提供会社)	12
(4)	「A社」(会員権販売会社)	13
5.	紛争解決に当たってのあっせん部会の基本的な考え方及び措置	13
(1)	紛争解決のための前提条件	13
(2)	合意解約	16
(3)	具体的処理手順	17
(4)	申立人らの協定内容	17
(5)	遵守事項	21
第3	紛争の原因及び問題点等について	23
1.	はじめに	23
2.	紛争の原因及び特徴	23
(1)	証書二通と為替手形の作成	23
(2)	証書と為替手形の保管方法	25
(3)	債権の譲渡と二重請求の発生	26
3.	消費者信用取引における手形の利用	28
(1)	分割支払いと手形の利用	28
(2)	約束手形と為替手形	29
(3)	債権証書と手形の併用	29
4.	結論として	30
	〈参考資料〉	32

第1 紛争解決の審議経過及び結果について

東京都消費者被害救済委員会は、昭和60年12月17日60生文消計第347号をもって、知事から「会員権契約における為替手形を伴う金銭消費貸借契約に係る二重支払請求等紛争案件」36件について処理を付託された。

救済委員会はこれらの紛争案件を速やかに解決するため、直ちに学識経験者委員3名、消費者委員及び事業者委員各1名をもって構成するあっせん部会を設け、あっせんによる解決を図ることとした。

あっせん部会は昭和60年12月20日の第1回部会以降計24回の部会を開催し、この間、紛争当事者から事情聴取するとともに、各々の当事者から任意に提出された契約書等の関係書類に基づき、紛争内容について慎重に審議した。なお、会員権販売会社からの事情聴取は、同社の代表者及び関係者が倒産後行方不明となっているためできなかった。

審議過程において、申立人各々の契約内容及び契約後の経過等は異なっているものの、二重に請求を受け又は受けるおそれのあるという状況は一致しており、また、本件紛争に係る申立人以外にも多数の消費者が二重請求を受け又は受けるおそれがある状況に置かれていると判断した。

そこで、あっせん部会において関係事業者との話し合いをすすめ、消費者に対する二重請求という状況を排除するための統一的解決を図ることを目指した。

その結果、昭和61年6月6日関係事業者間による案件解決のための合意が成立した。これに基づいて同年6月21日開催の第18回あっせん部会において、申立人らの同意を得、同日、倒産した会員権販売会社を除く紛争当事者による協定書への調印が行われた。

当委員会は、同年8月7日あっせん部会から本件の審議経過及び結果について報告を受け、これを了承した。

第2 紛争の概要とその解決について

1. 当事者の表示

申立人（消費者） 36名

相手方（事業者）

A社：（会員権販売会社）

B社：（クレジット会社）

C社：（金融会社）

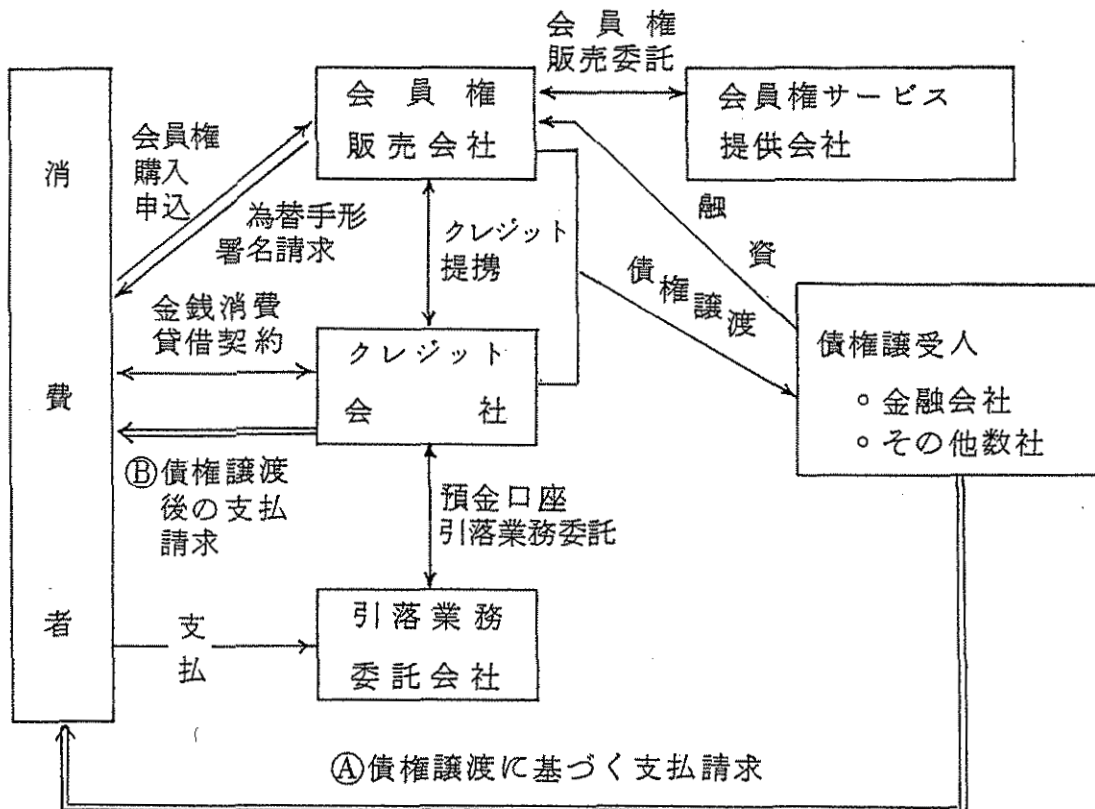
D社：（会員権サービス提供会社）

2. 紛争の概要

申立人らは、会員権販売会社である「A社」（昭和60年5月倒産）から、ホテルやレジャー施設が割引料金で利用できるといういわゆるレジャー会員権を購入し、同時にクレジット会社である「B社」と金銭消費貸借契約を結んだ。また、契約締結時に、「領収書替り」「支払いが済んだら返す」等と言われて、B社振出しの為替手形の引受人欄にも署名捺印した。

B社に対する返済は、ボーナス併用36回払い、あるいは36回均等払いなどの方法で毎月預金口座振替（自動引落）により、B社指定の引落業務委託会社に支払っていた。ところが昭和60年5月になって、突然、金融会社である「C社」他数社から債権譲渡通知書（債権譲渡人A社及びB社、債権譲受人C社）及び債権譲渡に基づく催告書が送られてきた。また、同時期にB社からも、C社に対する債権譲渡は不法になされたものであり、引続きB社に支払うようにとの文書が送られてきた。

この時点で申立人らは、B社とC社の双方から同時に請求されるといういわゆる二重請求の状況に置かれた。申立人によっては、金銭消費貸借契約締結時に引き受けた為替手形により金融業者から支払請求を受け、既にB社に



①と②により二重請求が発生した。

対する支払いは完了しているにもかかわらず、請求を拒否できずに二重に支払うというケースもあった。

申立人らは、このような二重請求に対する対応の方法がわからず、直ちに東京都消費者センターに相談に来た者と、B社やC社あるいはサービス提供会社である「D社」に支払い停止や解約を申し入れ、事業者から本会員権購入契約書に解約規定が無いということで応じてもらえずやむなく消費者センターに相談に来た者とであった。

消費者センターでは問題を解決するためにB社及びC社と交渉を重ねたが、両者の主張が異なり、当面、B社、C社共に消費者に対して二重請求をしない旨の文書確認をするに止まり解決をみるに至らなかった。

3. 申立人の申立内容

(1) 申立内容の種類

申立人36人(36件)の申立内容については、会員権購入契約に至る動機、契約時期、会員権代金、支払い方法等は各々異なっているが、紛争に至る経緯、紛争の内容等が酷似しているものを類型別にする事ができるので、全ての申立人の申立内容の記載は省略し、各類型の代表的事例について述べる事とする。

(2) 申立内容

ア 二重請求を受けているので解約したいと主張している者

申立人aの事例、他類似の事例 27人

- ① 申立人aは、昭和59年1月14日友人に勧誘され、A社販売のレジャー会員権を37万円で購入する契約をした。同時に頭金を9万円支払う約束をし、とりあえず手付金として5千円を支払うとともに、B社と28万円の金銭消費貸借契約を結んだ。返済方法は、ボーナス併用36回払いで毎月返済することとし、毎月の返済額は5,086円、ボーナス時4万円、返済合計額423,096円であった。また、B社と金銭消費貸借契約を結ぶ際、「契約金をきちんと返済してもらうための担保として」「支払いが4回終了する毎に一枚ずつ返します」等と言われB社振出しの為替手形9枚の引受人欄に署名捺印させられた。

その後、同年1月25日頭金の残金8万5千円を支払った。

- ② 昭和60年4月30日付けで、A社とB社の連名で債権をC社に譲渡した旨の債権譲渡通知書が送られてきた。

またC社から、同月8日付けで債権譲渡に基づく催告書が送られてきた。

- ③ 昭和60年5月28日付けで、B社から「C社に対する債権譲渡は

不法になされたものであり、無効である。従って、従来通り当社宛返済するように」という趣旨の「ご融資の返済についてのお願い」が送られてきた。

④ どのように対応していいのかわからなかったので、昭和60年7月2日、東京都消費者センターに相談し、助言を得て、B社とC社宛に「支払い先が不明であるため、B社とC社間で解決するまで返済を一時保留する」旨を内容証明郵便で申し出た。

⑤ その後もC社から、同年9月に催告書が来ている。

また、11月にはC社より連絡をしてくれるようにとの要請文書が送られてきた。

⑥ 楽しく利用したいと思った会員権なのに、支払いに当って二重に請求されたし、その後の会社の対応も不的確で信用できないので本会員権契約を解約したい。できれば既払金を返還して欲しい。また、為替手形も無条件で返してほしい。

イ 二重請求を受けているので、支払先が確定するまで支払いを停止したいと主張している者 申立人b

① 申立人bは、昭和58年9月23日友人に勧誘され、A社販売のレジャー会員権を37万円で購入する契約をした。同時に頭金を7万円支払う約束をし、とりあえず手付金として3千円支払うとともに、B社と30万円の金銭消費貸借契約を結んだ。返済方法は、ボーナス併用24回払いで毎月返済することとし、毎月の返済額は、11,787円、ボーナス時3万円、返済合計額は402,888円であった。

また、B社と金銭消費貸借契約を結ぶ際、「返済金をきちんと払ってもらうための担保として」「4回返済する毎に一枚ずつ返す」等と言われ、B社振出しの為替手形9枚の引受人欄に署名捺印させられた。後日、為替手形であることがわかった。

その後、頭金として、同年9月30日に2万7千円、11月3日に

2万円、12月3日に2万円支払った。

- ② 昭和60年5月始め、A社とB社の連名で債権をC社に譲渡した旨の債権譲渡通知書が送られてきた。また、ほぼ同時期にC社から債権譲渡に基づく催告書が送られてきた。

その請求額は、201,444円であった。

- ③ 昭和60年6月3日までの既払額は325,740円で、残債額は77,148円のはずである。

- ④ 昭和60年5月28日付けで、B社から「C社に対する債権譲渡は不法になされたものであり、無効である。従って、従来通り当社宛返済するように」という趣旨の「ご融資の返済についてのお願い」が送られてきた。

- ⑤ 二重請求されどのように対応していいのかわからなかったので、昭和60年6月20日、東京都消費者センターに相談し、助言を得て、支払先が確定するまで支払いを停止する旨をB社、C社宛内容証明郵便で申し入れた。

- ⑥ 支払先が一カ所に確定され、今後二重請求をされない状態になれば支払いを継続してもよい。

ウ 一括支払いにより完済しているのに、二重請求を受けている。

二重請求の要因を排除し、債権証書を返還してほしいと主張している者 申立人Cの事例、他類似の事例 3人

- ① 申立人Cは、昭和58年11月26日電話で勧誘されていたA社販売のレジャー会員権を37万円で購入する契約をした。同時に、頭金を4万円支払う約束をし、とりあえず手付金として、1万円支払うとともに、B社と33万円の金銭消費貸借契約を結んだ。返済方法は、ボーナス併用36回払いで毎月返済することとし、毎月の返済額は7,662円、ボーナス時3万7千円、返済合計額は497,832円であった。また、B社と金銭消費貸借契約を結ぶ際、「支払いを確実にする担保」

等と言われB社振出しの為替手形9枚の引受人欄に署名捺印させられた。

その後、同年11月28日に頭金の残金3万円を支払った。

- ② 昭和60年2月末頃にA社から「B社より金利の安い金融会社を紹介するからそこで借り入れ、B社に一括返済するよう」勧められ同年3月6日、紹介された金融会社から借り入れ、残債額196,794円をB社に一括返済した。
- ③ 昭和60年4月30日付けで、A社とB社の連名で債権をC社に譲渡した旨の債権譲渡通知書が送られてきた。また、同月8日、C社から債権譲渡に基づく催告書が送られてきた。
- ④ 昭和60年5月28日付けでB社から「C社に対する債権譲渡は不法になされたものであり、無効である。従って、従来通り当社宛返済するように」という趣旨の「ご融資の返済についてのお願い」が送られてきた。
- ⑤ 昭和60年6月15日、東京都消費者センターの助言を得て、C社宛には、B社に対し既に完済している旨、また、B社に対しては、完済しているので手形の返還を要求する旨を内容証明郵便で申し入れた。
- ⑥ 昭和60年7月1日付けでB社から、昭和60年3月7日に完済となっている旨の「お詫び」が送られてきた。
- ⑦ 既に完済しているので、為替手形は無条件で返還し、二重請求の要因を排除して欲しい。

エ 二重請求を受け、二重に支払わされた。二重に支払った分は返還してほしいと主張している者

申立人dの事例、他類似の事例 2人

- ① 申立人dは、昭和59年6月7日、何度か電話で勧誘してきたA社販売員とレジャー会員権を39万8千円で購入する契約をした。同時に、頭金を3万8千円支払う約束をし、とりあえず手付金として3千

円支払うとともに、B社と36万円の金銭消費貸借契約を結んだ。返済方法は、36回均等払いで毎月返済することとし、毎月の返済額は14,995円で返済合計額は539,820円であった。また、B社と金銭消費貸借契約を結ぶ際、よくわからないままに、B社振出しの為替手形9枚の引受人欄に署名捺印した。その後、同年6月25日に頭金の残金3万5千円を支払った。

- ② 昭和59年12月にA社から「B社より金利の安い金融会社を紹介するからそこで借り入れ、B社に一括して返済するよう」勧められ同月25日、紹介された金融会社から29万円を新たに借り入れ、B社に残債額297,925円を一括返済した。
- ③ 昭和60年3月4日、A社から「賦払いが完済されたので本会員証書を送付します。会員証預り書を返送して下さい」との知らせがきたので会員証預り書を返送した。その後、会員証が送られてきた。
- ④ 昭和60年5月始め、A社とB社の連名で昭和60年4月30日付けで債権を個人の金融業者に譲渡した旨の債権譲渡通知書と支払い催告書が個人の金融業者から送られてきた。
- ⑤ A社の販売担当者に、「既に会員権代金を完済しているにもかかわらず、突然個人の金融業者から催告書が送られてきて、また、電話で為替手形を所持しているので支払うよう言われたので、どのような経緯でこのような事態が起こったのか」説明を求め、A社で解決することを要求した。その後、A社の販売担当者とは何度か電話で交渉したが解決しなかった。

また、個人の金融業者からの執ような催促は止まらず、直接会うように言われた。

- ⑥ どのように対応してよいか判らなかったので、地元の警察署に相談したところ、市の法律相談を紹介され、さらに都民法律相談を経て、60年7月19日東京都消費者センターに相談することとなった。

消費者センターの助言を受けて、個人の金融業者宛に既にB社に完

済しているのを為替手形を返還するよう内容証明郵便を出した。

⑦ その後も個人の金融業者から度々支払うよう催促があり消費者センターからもA社や金融業者と再三交渉してもらった。しかし、支払いを拒否し続けることが困難となったため、やむなく個人の金融業者の請求額である30万円を支払った。

⑧ 関係会社の対応に誠意がなく、今後会員権を利用する気持になれない。二重に支払った30万円はぜひ返還してほしい。

なお、申立人36人中、1人は紛争申立後連絡がつかず、申立の内容、解決の意思等について確認することが出来なかった。また他の1人は申立後自主解決を図り解決済となっていることが明らかとなったのでこの2人についてはあっせんの対象から除外した。

以上の結果、あっせんにより解決することが必要な申立人は34人となった。

4. 事業者の見解

(1) B社（クレジット会社）

ア、A社との関係

当社は、A社の社長が設立した会社であるが昭和58年5月から親会社の傘下に入っている。

当社は、A社の会員権販売に係わるクレジット業務のみを担当し、他の事業活動は一切していない。

イ、債権証書と為替手形

金銭消費貸借契約書の用紙は、三枚綴りとなっており、1枚目と2枚目が「クレジットA」、「クレジットB」であり、3枚目が「お客様控」となっている。「クレジットA」が契約書の正本であり、「クレジットB」は会社の控である。

また、A社が会員権を購入した契約者に対し、為替手形の引受人欄に署名捺印させていたが、これは、債権回収を容易にするための担保として引き受けさせたと聞いている。

ウ、債権証書の管理

債権管理の方法は、為替手形と会社の控である「クレジットB」についてはA社が保管し、債権証書である「クレジットA」は当社で管理していた。

今になって思えば、不適切な債権管理の方法であったと考える。

エ、債権の中途借り替え

当社では、他の金融機関より借り替えて、中途一括返済するよう消費者に要請した事実はない。

オ、債権譲渡

債権譲渡については、A社の社長と当社前社長が勝手に譲渡したもので、また、債権譲渡通知書の譲渡人名義も当社前社長名であり、本来、債権に関する処分権の無い者が不法に行ったものであるから、無効なものと考えている。

カ、消費者に対する請求

昭和60年5月下旬、当社から債務者である消費者の方に対して、「ご融資の返済についてお願い」という文書を発送し、債権譲渡は不法に行われたものであり無効であることから、従来通り当社に返済下さるよう依頼した。

キ、消費者センターによる事情聴取

昭和60年6月と7月の2回、東京都消費者センターから二重請求をしないこと、二重支払者の出ないよう適切な対応をすること等の要請を受け、その趣旨は充分理解できたので、7月18日付で「債権の回収にあたっては、消費者（債務者）に重複請求とならないよう配慮する。」旨の文書を東京都消費者センターに提出し、また、消費者に対する請求を停止する措置を取った。

ク、解決への基本的考え方

消費者被害救済委員会の判断を尊重して、問題を早期に解決したいと考えている。

(2) C社（金融会社）

ア、A社・B社との関係

当社は、事業者向け融資を主要業務としている会社で、A社が債務者という関係である。

B社は、融資に係わる担保提供者となっている。

A社に対しては、数回にわたり融資を行い、その担保として正当に債権証書と為替手形を取得した。

A社の倒産時にも貸付の残金があったので、債権回収のため、債権譲渡通知書と催告書により、債務者である消費者に請求した。

イ、消費者に対する請求に当たっての留意事項

当社では、消費者に請求するに当たり、会員権サービスが今後とも継続されるかどうかの確認調査を行い、問題なしとの判断ができたので請求した。

しかし、請求直後より消費者から「一括返済により完済となっているはずである」「残額はもっと少ないはずである」等の苦情が数多くあり、当社としても支払いが確認された人や解約を申し出た人に対しては、請求額の修正や解約希望者に対する請求を止める等の措置を取った。

ウ、消費者センターによる事情聴取

昭和60年6月と7月の2回、東京都消費者センターから二重請求をしないこと、二重支払者の出ないよう適切な対応をすること等の要請を受け、その趣旨は充分理解できたので、7月29日付で「関係事業者間における請求窓口の一本化への努力、二重支払い等の回避について配慮する」旨の文書を東京都消費者センターに提出し、また、消費者に対する請求を停止する措置を取った。

しかし、結果的には事業者間の話合いで、請求窓口を一本化することはできなかった。

エ、解決への基本的考え方

消費者が二重に請求されたり、二重に支払わされるということは、反社会的なことでもあり、消費者被害救済委員会の判断に従い出来る限りの協力をしていく。

(3) D社（会員権サービス提供会社）

ア、事業の発足

当社は昭和56年9月に会員権サービスを行うため事業を開始し、同年11月に会員権を販売するためA社との間で、総販売代理店という形での販売委託契約を締結した。

また、昭和58年4月には、独自に会員権を販売するための会社を設立した。

イ、B社との関係

当社とB社との関係は、直接的なものでなく、会員権販売代金についてもA社から入金されており、今回の事件が起きるまでトラブルは一切無かった。

ウ、債権の買い取り

A社の倒産により、消費者が二重請求されるという事態も起り、当社のイメージ悪化や営業活動に支障の出る恐れも生じたので、複数の事業者から債権を買い取り、買い取った債権の中から、会員権契約継続意思の無い方の分については、債権証書や為替手形を返還した。

エ、サービスの継続

A社の倒産直後に、会員の方々に対し、販売会社が倒産したことを知らせるとともに、当社の営業は平常通り行うことを通知する文書を発送し、会員の方が動揺することの無いよう措置をした。

また、昭和59年10月から60年4月までの間、A社が会員権を販

売しながら、当社に一切の通知や入金をしなかった。そのため会員登録をされていない方々が出たが、その中で継続希望の方には他の会員と同様にサービスの提供をし、解約希望の方には解約を認める措置を取った。

オ、解決への基本的考え方

今後、二重請求の起らないよう請求窓口の一本化を図ってもらえると、消費者にとっても当社にとっても納得できる解決策になると思う。

当社としても、消費者被害救済委員会の判断に従い、早期に解決できるよう努力したい。

(4) A社（会員権販売会社）

A社は、本件レジャー会員権の販売会社であり本紛争に最もかかわりがあると考えられるが、60年5月に倒産し、その後代表者が行方不明であり、また、その社員も既に退職しており本件紛争の相手方として行動しえない状況にあることから、同社関係者からの事情聴取は出来なかった。

5. 紛争解決に当たっての当部会の基本的な考え方及び措置

(1) 紛争解決のための前提条件

本件においては、申立人の数が36人と多数にのぼっており、それぞれの契約締結前後の状況と申し立ての趣旨は異なっていた。

本件紛争の大きな問題点は、消費者が署名捺印した金銭消費貸借契約書が二通作成されたこと、及び為替手形の引受人欄に消費者が署名捺印したことである。

さらに、契約書一通（「クレジットA」）がB社、もう一通の契約書（「クレジットB」）と為替手形がC社他の事業者により保有され、それぞれが消費者に対し支払請求したこと、すなわち二重請求が行われたことにある。

それぞれの債権証書の保有者が、自己が当該債権の権利者であると主張

している点を、いかなる形で整理し、二重請求をしないという合意を得るかが第一の課題となった。

ここで、本件申立人らの申立内容について整理すると、

- ① 代金の支払継続中に他事業者からの請求いわゆる二重請求を受け、解約を希望している者（3.(2)アに相当する人）
- ② 代金の支払継続中に他事業者からの請求いわゆる二重請求を受け、どこに支払ってよいかわからない者（3.(2)イに相当する人）
- ③ 完済しているにも係らず他事業者からの請求いわゆる二重請求を受け、二重の支払は行っていない者（3.(2)ウに相当する人）
- ④ 完済しているにも係らず他事業者からの請求いわゆる二重請求を受け、二重に支払った者（3.(2)エに相当する人）

に大別することが出来る。

さらに、消費者及び事業者からの事情聴取を通して、本件申立人らの他に二重請求を受けている消費者が多数存在していることが明らかとなった。

一方、債権証書等を保有する関係事業者それぞれが、自己が正当な債権者であると主張するなど利害が対立しているので、当部会では本件解決のためには、全ての関係消費者に妥当する公平かつ統一的な対応を内容とする事業者間の合意を得ることが不可欠であると判断した。

当部会で、事業者との話し合いを進めるに当たって留意した点は、まず、消費者が二重請求されたことにより、金銭消費貸借契約上もともと負担すべき債務以上の支払いを行うことを防止すること、さらに消費者に対する二重請求を全面的に除去することであった。同時に消費者の解約希望に対する対応をいかにすべきかも重要な課題であった。

そこで、

第1に、消費者が関係事業者のいずれかに支払いを行っていれば、関係事業者の全てが有効な支払いとして承認すること。

第2に、関係事業者のいずれかが、完済あるいは解約等の債務免除措置を取っていれば、関係事業者の全てが承認すること。

第3に、支払継続者及び支払停止者に対して、請求を一本化すること。

第4に、本件紛争の原因が関係事業者側の事情による二重請求であることから、関係事業者全てが一定の条件により消費者の解約希望を認めること。

について、関係事業者間の合意を得ることが必要であると考えた。

このような当部会の考え方に基づいて、関係事業者に対して要請を行った結果、事業者はいずれも当部会の考え方を妥当なものとして了承した。

そこで関係事業者間で下記事項についての合意が行われ、本件解決の前提が整うことになった。

この合意により二重請求が排除されることとなった消費者の総数は、約2,000名に達すると思われる。

このような多数の消費者が二重請求を受けるという被害が、この関係事業者間の合意によって救済されることになったところに、本件の解決をめぐると一つの特徴を認めることができよう。

記

関係事業者間の合意事項

1. 消費者に対し、本来負担すべき義務以上の負担を課さない。
 - (1) 消費者が既に支払った返済金等は、その支払先、支払方法を問わず有効な弁済と認める。
 - (2) 関係各事業者が認めた「完済」・「解約」等如何なるかたちの債務免除であっても、これを認められた消費者に対して、他の事業者は返済請求をしない。
 - (3) 消費者が、本来支払うべき金額を超えて支払った場合（いわゆる二重支払）には、その超過金額を返還する。
2. 消費者の負担する支払債務に対しては、重複して請求をしない。

(1) 消費者が、現に事業者のうちの一人名に対して支払継続中である場合は、支払を受けていない事業者は、当該消費者に請求をしない。

(2) それ以外の消費者に対しても重複請求をしない。

3. 支払再開者に対する延滞金の免除

本紛争により支払の停止をしていた消費者が紛争解決により支払を開始する場合、事業者は、延滞金、遅延損料等の如何なる名目においても、本来支払うべき返済金の他請求をしない。

4. 解約希望を一定条件で認める。

本契約に中途解約条項はないが、本件紛争が消費者に対する二重請求に起因することを考慮し、全事業者は解約希望者に対して、残債務を免除して解約を認める。

なお、解約希望者は、既支払金について返還請求をしないものとする。

上記により解約できるものは、当面、二重請求を受けたもので、現に解約を申し出ている者とする。

5. 本紛争事件の他、同種の事件の解決についてこの合意事項の趣旨を遵守して解決する。

6. 本合意事項を円滑かつ確実に履行するため、具体的処理手順を別途定める。

7. 本合意事項は、消費者と関係事業者全体との関係を解決するものであって、事業者相互間における債権の帰属等を最終的に確定するものではない。

以上が合意事項である。

(2) 合意解約

合意事項の中で特に問題となったのは第4の解約希望者についてである。本件会員権契約には、中途解約の条項が無いところから、その取扱いをいかにすべきかであった。

この点については本件紛争の原因が、事業者間のトラブルにより、消費者に二重請求というかたちで迷惑を及ぼしたことを考慮し、二重請求を受けた者で現に解約を申出ている者について解約を認め、また解約の条件は、消費者が既払金を放棄し、事業者は残債務を免除することが妥当であると考え、この点について関係事業者間及び、申立人と関係事業者の合意を得ることができた。

(3) 具体的処理手順

また、この合意事項第6に基づいて、関係事業者間において、具体的処理手順についても合意が行われた。

具体的処理手順により処理するに当たって、まず、関係事業者に対し保有している全ての債権証書及び為替手形を①完済者、②示談和解等により完済した者、③解約者、④返済継続者、⑤支払い停止者、⑥その他の者別に分類するよう要請し、各分類により名簿を作成のうえ提出してもらうこととした。

提出された名簿を整理して、会員権購入者が関係事業者においてどのような取り扱いとなっているかを確認した。

その結果、債権証書等については原則として契約書一通を残して、その余の債権証書及び為替手形は、当部会立ち会いのもとで処理することとした。

(4) 申立人らと関係事業者らとの協定内容

前述の関係事業者間の合意事項に基づき、申立人と関係事業者の間で紛争解決のための協定が行われた。

協定するに当たり、申立人の申立内容は4類型に分けられていたが、あっせんにおいては、大別して解約と完済により解決することとなった。

協定書締結により解決した申立人34人中、12人についてはいずれかの事業者で解約扱いとなっているため、合意事項に基づきすべての関

係事業者において解約扱いとした。

なお、支払い停止扱いとなっていた7人については、当部会に解約を申し立てていたもので合意事項第4に基づき合意解約することとなった。

また、他の15人についてはいずれかの事業者に完済されているため、すべての関係事業者において完済を確認し解決したが、うち3人は、二重請求を受け本来支払うべき額を超えて支払っていたため、その超過金額相当額の返還を受けて解決した。

さらに、全ての申立人に共通するものとして、次の事項が加えられた。

まず、申立人らの債権証書あるいは為替手形が本件関係事業者以外の手に渡っている場合を考慮し、本件関係事業者以外から支払請求があった場合には、関係事業者が責任を持って対処し、消費者に対しては何らの負担をかけないこと。次に、関係事業者が二重請求によって消費者に迷惑をかけたことを陳謝することである。

ア、解約により解決したのは12人で、次の条項により協定が成立した。

協 定 書

申立人（消費者）

相手方（事業者）

甲（金融会社）

乙（会員権サービス提供会社）

丙（クレジット会社）

上記当事者間の会員権契約における為替手形を伴う金銭消費貸借契約に係る二重支払請求等紛争事件について、東京都消費者被害救済委員会のあっせん手続により、次の条項で協定が成立した。

1. 申立人及び相手方らは、本件会員権契約が解約となっていることを相互に確認する。
2. 解約により申立人は、既払金について返還請求をしない。相手方らは、残債務を免除する。
3. 申立人及び相手方らは、これに伴う何らの債権債務のないことを相互に確認する。
4. 相手方らは、保有している債権証書及び為替手形を直ちに申立人に返還する。
5. 上記以外の本件会員権契約に係る債権証書又は為替手形によって、相手方ら以外から申立人に対し請求が行われた場合には、相手方らが連帯して解決に当たるものとし、申立人には何らの負担をかけない。
6. 相手方らは申立人に対して、二重請求により迷惑をかけたことについて陳謝する。

1、合意解約により解決したのは、7人で、次の条項により協定が成立した。

1. 申立人及び相手方らは、本件会員権契約を合意解約する。
2. 解約に当たり申立人は、既払金について返還請求をしない。相手方らは、残債務を免除する。
3. 申立人及び相手方らは、これに伴う何らの債権債務がないことを相互に確認する。
4. 相手方らは、保有している債権証書及び為替手形を直ちに申立人に返還する。
5. 上記以外の本件会員権契約に係る債権証書又は為替手形によって、相手方ら以外から申立人に対し請求が行われた場合には、相手方らが連帯して解決に当たるものとし、申立人には何らの負担をかけない。
6. 相手方らは申立人に対して、二重請求により迷惑をかけたことについて陳謝する。

ウ、完済を確認したのはエ、該当者を含め15人で、本協定により解決したのは12人である。そのうち会員証が交付されていない6人については、次の条項により協定が成立した。

また、会員証が既に交付されている6人については、次の条項のうち、4.を削除して協定が成立した。

1. 相手方らは申立人に対して、本件債務が完済されていることを確認する。
2. 相手方らは、保有している債権証書及び為替手形を直ちに申立人に返還する。
3. 上記以外の本件会員権契約に係る債権証書又は為替手形によって、相手方ら以外から申立人に対し請求が行われた場合には、相手方らが連帯して解決に当たるものとし、申立人には何らの負担をかけない。
4. 相手方乙は、申立人に対し会員証を無償で直ちに交付する。
5. 相手方らは申立人に対して、二重請求により迷惑をかけたことについて陳謝する。

エ 完済を確認し超過金相当額の返還を受けて解決したのは、3人で、次の条項により協定が成立した。

1. 相手方らは申立人に対して、本件債務が既に完済されていることを確認する。
2. 相手方らは申立人に対して、申立人が本来支払うべき額を超えて支払った金額に相当する金 _____ 円を直ちに支払う。
3. 相手方らは、保有している債権証書及び為替手形を直ちに申立人に返還する。
4. 上記以外の本件会員権契約に係る債権証書又は為替手形によって、相手方ら以外から申立人に対し請求が行われた場合には、相手方らが連帯して解決に当たるものとし、申立人には何らの負担をかけない。
5. 相手方らは申立人に対して、二重請求により迷惑をかけたことにつ

いて陳謝する。

申立人が本来支払うべき額を超えて支払った金額に相当する額は、それぞれ23,860円、34,528円、30万円であった。

オ、支払いを継続する申立人に対しては、次の条項からなる協定案を用意していたが、あっせんの過程で該当者が無くなったため具体的に協定書を締結することは無かった。しかし、当部会の考え方を示すため提示する。

1. 申立人は、本件会員権契約の残債分に当たる金 ____ 円を相手方 ____ に支払う。
2. 支払条件は、従前の契約条項を適用するものとし、支払再開にあたり、相手方 ____ は、申立人に対し、延滞金、遅延損料等いかなる名目の金員も請求しない。
3. 相手方 ____ は、債権証書の一通を保有する。
相手方らは、その余の債権証書及び為替手形を直ちに申立人に返還する。
4. ____ 以外の相手方らは、申立人に対して何らの請求をしない。
5. 上記以外の本件会員権契約に係る債権証書又は為替手形によって、相手方ら以外から申立人に対し請求が行われた場合には、相手方らが連帯して解決に当たるものとし、申立人には何らの負担をかけない。
6. 相手方らは申立人に対して、二重請求により迷惑をかけたことについて陳謝する。

(5) 遵守事項

以上により、本件は全面的に解決したことになるが、当部会としては、今後関係事業者が遵守することが妥当と思われる事項の趣旨について、下記の要望を行い、関係事業者はこれを了承した。

- ① 本件に係る債権を関係事業者以外に譲渡しない。
- ② 請求に当たっては、残額、支払経過等を確認し、消費者に不安感を与え

ない。

- ③ 請求及び返済を受けるに当り、東京都消費者被害救済委員会及び東京都又はこれ等の機関を連想させる名称等を一切使用しない。
- ④ 今後、東京都（東京都消費者センター）からの要請については、誠意を持って対応する。

第3 紛争の原因及び問題点等について

1. はじめに

ア、本件の購入対象商品は、既に述べてきたとおりレジャー施設の会員権である。

東京都消費者センターに申し出のあったレジャー施設会員権に関する相談件数の推移をみると、昭和58年度223件、59年度328件、60年度455件と順次増加傾向を示している。

また、これらのレジャー会員権に関する相談の内容を見ると、この商品が有形でないこと、即ち目にみえる形や物ではなく、商品の内容がサービスや利便であったりするために、消費者がパンフレットやセールストークから受けるイメージと現実を受けたサービス・利便の内容がくいちがうことからトラブルが生じている場合が多い。

イ、ところが、本件の商品である「D社会員権」についてみると、これを購入し、実際に利用した申立人からは、パンフレットとちがうとか、サービスが期待どおりでなかったとかの苦情は特に聞かれなかった。

つまり、本件では、商品自体の問題というよりも、商品の代金支払いをめぐって複数の事業者から請求があったこと、さらに完済しているにも拘わらず、支払いを請求されたこと自体が問題となったのである。

従って、本件は、消費者と事業者の直接的な紛争ではなく、事業者間の紛争が消費者に迷惑を及ぼしたことにより起きた案件というべきであろう。

2. 紛争の原因及び特徴

(1) 証書二通と為替手形の作成

ア、本件の会員権はレジャークラブであるD社の会員権であるが、これはD社自体が売り出したものではなく、そのほとんどすべての会員権はA

社が販売したものである。

そして、消費者との間で購入の話がまとまると、消費者はB社と金銭消費貸借契約を締結し購入代金を借り入れ、B社に対して分割により借入金を返済することとなっている。しかし、B社は貸付金を消費者に渡さずA社に購入代金として直接支払っていた。

これは、契約上、金銭消費貸借契約の形式をとっているが、その実質は個品割賦購入あっせん契約と同様である。

イ、問題の発端は、この契約書類の内容にある。本件においては、消費者が署名捺印した書類として、①入会申込み契約書（正副2通）、②金銭消費貸借契約書（3通、後述のとおり）、③為替手形の引受人欄であった。

①の入会申込契約書は、会員権の売買契約書に相当するもので、この一通は会社用、他の一通は消費者に渡されるものである。この書類は今回の紛争では特に問題は起きていない。

②の金銭消費貸借契約書3通であるが、うち2通の表題が「契約書」となっている。この2通とも金銭消費貸借契約書の様式をととのえている。

残り、1通の表題が「お申込の内容」としてあり、これは「お客様控え」と表示されており、消費者に交付されている。

問題になったのは前者2通の「契約書」であって、これは右上欄に「クレジットA」「クレジットB」と表示されて区別されているのみで、その双方とも消費者の署名捺印が要求され、消費者はこれに従って署名捺印している。そのために、この2通とも、それぞれ独立の金銭消費貸借契約書となりうる形式をそなえることになった。

本来、1つの契約で事業者が保有する証書は1通に限られるのが当然である。ところが本件においては、形式上完備した債権証書が2通作成されそのいずれもが事業者の保有下におかれたため、この2通の債権証書がそれぞれ独立有効なものとして譲渡流通することとなった。ここにも、消費者が複数の事業者から二重に請求される事態を招く一因が認め

られる。

ウ、さらに加えて、本件では、消費者がイ③の為替手形の引受人欄に署名捺印を求められている。

消費者らは「分割支払の受領書の替りとして」、「4回支払う毎に一枚ずつ手形を返す」等と説明されたという。事実、一部の消費者には手形の一部が返却されたこともある。

しかし、受領書であるとするれば支払者である消費者の捺印すべきものではなく、受取人であるB社が捺印すべきものであるから、受領書と称して消費者から捺印を取るということ自体きわめて不合理である。また、用いられた手形が、為替手形であることから、約束手形のように消費者が手形用紙の発行を受けて、振出人として署名捺印するものではなく、B社がA社の作成した手形用紙を用意し、その引受人欄に署名捺印させているのである。

消費者が、「為替手形の意味」、「引受人としての責任」、「手形面への署名捺印」等についての理解が不十分であることを考えれば不適当な方法であったというべきである。

(2) 証書と為替手形の保管方法

ア、以上のとおり、本件においては会員権代金に代る1つの金銭消費貸借債権が存在するのみであるのに対して、消費者の捺印のある債権証書が2通と消費者の引き受けた為替手形数通（但し手形の合計金額は前記債権額と同額になる）が作成され事業者の保有下におかれた。さらにその保管に当たっては、B社がうち証書1通を保管し、A社が残りの証書1通と為替手形を保管していた。本来1つしか存在しない債権の証書類であるから、これらが分散しないよう十分な配慮がなされて当然であるにも拘わらず、当初から、二分して保管されていたということはこれらの証書が別々に動き出す危険性を当初からはらんでいたといわなければならない。

イ、さらに、これらの証書は、消費者が約定にしたがって弁済すれば、為替手形については順次返還し、完済すれば2通の証書も返還しなければならないのは当然である。

ところが、消費者の弁済は、ほとんどが引落業務委託会社を通じての銀行引き落しで、消費者の各預金口座から自動引落しによってなされた。

従って、消費者もいちいち各支払いごとにB社に証書類の返還を求めるところもしないし、B社でも、引落業務委託会社から振り込まれる入金を細かくチェックして各消費者毎に記帳したりする整理が必ずしも充分に行われていなかったようである。また、為替手形の返還も的確に行われていなかったと認められる。

ウ、さらに、消費者の申し立てによれば一部の消費者に対しては、A社の側から分割弁済を金利の安い金融会社に借り替えることによって、繰り上げ一括返済するような要請まで行われたという。消費者の中には、確かに別の金融機関からの借り入れの方がB社の利息より安くすむところから、B社に残債額を一括返済した人たちがいる。

ところが、これらの人に対して、B社やA社は受取書を発行するのみで前記の証書や為替手形を返還した形跡は殆ど認められない。この点については、消費者も完済した時点で証書類の返還を強く請求すべきであったといえなくはない。しかし、消費者が、これらの弁済の終了した書類までをA社らが第三者に債権譲渡して、消費者を二重支払いの危険に落とし入れること等は全く予想せず、強いて証書類の返還を求めなかったとしても無理からぬことといえる。従って、本件の責任はあくまで消費者の弁済に対し十分な消し込みや証書等の返還を行わなかったB社側にあるというべきであろう。

(3) 債権の譲渡と二重請求の発生

ア、A社は、C社他から資金の融資を受け、当初はこれに対する担保として、本件の貸付金債権を一括提供していた。担保の形式としては、B社

とA社からC社らに対して、債権の担保提供の契約が締結されており、これに付随して、各消費者の締結した債権証書1通と手形数通がまとめて引き渡され、さらにB社とA社との連名による消費者あての債権譲渡通知書が日付抜きで作成されてC社らに交付されている。C社らは、いつでもこれを発送することによって、正式に債権譲渡を受けることが出来る仕組となっている。

イ. ところで、この債権の担保提供は、消費者の全く知らないところで、B社、A社とC社らという事業者間のみでなされており、この間にも消費者は毎月各支払いをB社あて預金口座からの自動引き落としの方法により行っているのであるから、B社は常に債権者C社らに対してその入金状況を連絡し、C社ら保管の証書や為替手形の中から入金額に相当する為替手形や証書の取り戻しを行い、それを消費者に返却しなければならない筈であった。

しかし、既述のとおり、B社は引落業務委託会社からの入金を受け取るのみでこれらの債権減少の管理を的確に行っていなかったと思われる。ウ、このような危険な状態は、昭和60年5月にA社が倒産し、代表者も行方不明となり、一挙に顕在化した。

即ち、C社ほかA社から債権を担保に取っていた事業者は、手持ちの証書に基づいて、債権譲渡通知書等により消費者に対して支払いを請求するに至ったのである。

ところが、この混乱にさらに拍車をかける事態になったのは、B社がこれらの債権譲渡を否定し、債権者は、B社であって、消費者は、B社に継続して支払うよう請求するに至ったことである。その請求原因は、主として前記担保提供時にあらかじめ作成してあった債権譲渡通知書の代表者がその後交代し、債権者がこれを発送したときのB社の代表権者は別の人であったということにある。

エ、この結果消費者は、双方からの二重請求に混乱し、不安にかられるという状態におかれることになった。

支払うべき残債務のある消費者は、誰に支払ってよいか分からない状態となり、まして、既に全額支払済みである消費者にとっては、さらに二重の支払いを迫られる迷惑を受け、現に、二重であることを承知の上で、やむなく支払いに応じた消費者もでてくることになったのである。

以上が本件の原因と特徴である。

3. 消費者信用取引における手形の利用

(1) 分割支払いと手形の利用

ア、消費者が消費生活上において手形を利用することは、いわゆる「丸専手形」として少なくない。しかし、消費者にとってどのような利点と不利があるかは、あらためて考えてみるべきではなかろうか。

イ、消費者が手形（むろん約束手形であるが）を利用する場合としては、分割弁済の手段としてである。従って、手形利用の利点としては、契約時に手形を一括発行するだけで、あとは自分の預金口座に必要額を用意しておけば、順次手形が振り込まれて支払いが完了するという点にある。そして、実は、この利便以外には、消費者にとっての利点は殆ど考えられない。ところで、最近では銀行引落しの業務が発達したことから、殆どあらゆる金銭支払いについて口座引落の処理が出来るようになり上記の利点もなくなった。現に本件のB社に対する支払いにしても、手形を振り込む方法ではなく、預金口座からの引落によって支払われているのである。従って、消費者が手形を発行しなければ支払いが出来なかったり、また、不便なことは全くないといってよい。

ウ、一方、手形発行の不利な点といえば、売買契約上購入した商品が届かなかったり、商品に欠陥があったりするなどのトラブルが発生して代金の支払を停止しようにも、手形が第三者に譲渡されていたりすればそれができなくなるという不都合がある。手形を提示され支払わなければ、

不渡り処分を受けるということもある。

エ、従って、消費者が手形を使用することは、その必要性が全くないのみならず、むしろ消費者に不利な面が多く認められるといえる。従って、事業者が消費者に手形発行を求めること自体について問題があるし、それを発行する場合には充分慎重でなければならない。

(2) 約束手形と為替手形

消費者が発行する手形は、普通、約束手形であり、多くは「丸専手形」と呼ばれているものである。

ところで、現在、金融機関で通用する手形用紙は原則として銀行発行のものに限られているから、消費者が約束手形を発行する場合には、消費者本人が取引銀行におもむいて当座預金口座の開設を申し込み、所定の手続きを済ませ約束手形用紙帳を受け取るなど一連の行為が必要である。その際、手形を発行する意味や責任についてある程度の理解を得ることが可能である。

ところが、本件では消費者は為替手形の引受人となったのである。為替手形用紙は消費者が自分で銀行からもらってくるものではなく、事業者があらかじめ振出人として用意し、消費者は引受人欄に署名捺印を求められるだけである。従って、消費者は為替手形の意味も引受が約束手形の振り出しと同様の責任が発生することについてすらも理解することなく署名捺印してしまう危険性が大きい。勿論、かかる為替手形を発行する必要性も認められない。

従って、消費者取引において為替手形の引け受けをさせることは、許されるべきことではない。

(3) 債権証書と手形の併用

支払方法として、証書と同時に約束手形が利用されることは、前記のとおり消費者にとって好ましいことではないにしても、現状では全く禁止し

てしまうことは困難であるかも知れない。

しかしながら、債権証書の作成と手形の交付との双方が行われた場合には、必ず証書中に、手形が発行されていることを明記すべきである。そうでないと証書に基づく債権請求と手形に基づく請求とが二重に行われる危険性が存在することになる。

なお、昭和58年11月施行の「貸金業の規制等に関する法律」（いわゆる貸金業規制法）第17条において、貸金業者は、貸付に係る契約を締結したときは契約書面を相手方に交付しなければならないとされ、その記載事項が指定されているが、その中に「物的担保の内容」を記載することと指定されており、支払いのため手形を取ったときは、この物的担保の内容の欄に記入するよう指導が行われている。

(4) 結論として

以上のことから本件をとおして次のことを指摘することができる。

① 債権証書は1通でなければならない。

その余の書類は、表題中に「控」と明記し、本証との区別を文書上明記しておくべきである。

② 消費者による約束手形発行は、現状において必要やむを得ざるときに限定すべきである。

③ 証書のほかに手形を発行させたときは、その旨を債権証書上明記すべきである。

④ いかなる場合でも消費者を為替手形の引受人とすべきではない。

⑤ 事業者が消費者に対する債権を担保に提供した場合には、消費者が二重支払いとならないように万全の対策をしなければならない。また、消費者が完済した場合は債権書類を消費者に返還しなければならない。

⑥ 消費者信用取引における手形の使用については、法改正を含め制度的に検討することが必要である。

これらのことは、事業者は勿論、消費者においても十分に留意する必要

のあることであって、その周知徹底が図られなければならない。

＜参 考 資 料＞

1. 東京都消費者被害救済委員会審議経過

開 催 日	審 議 内 容
昭和 60 年12月17日 (火)	1. 知事から付託された「会員権契約における為替手形を伴う金銭消費貸借契約に係る二重支払請求等紛争案件」について審議 2. 委員会に上記紛争案件の処理のため「あっせん部会」を設置 あっせん部会の構成（委員 5 名） 部会長　正 田　　彬（学識経験者委員） 委 員　野 村 宏 治（　　"　　） 上 村 正 二（　　"　　） 中 村 紀 伊（消 費 者 委 員） 藤 井 達 雄（事 業 者 委 員）
昭和 61 年 8 月 7 日 (木)	1. 上記付託紛争案件について、あっせん部会からあっせん成立の報告を受け、その内容について審議、了承。 2. 知事へ付託紛争案件の処理結果について報告。

2. あっせん部会審議経過

回数	開催日	審議内容
第 1 回	昭和 6 0 年 1 2 月 2 0 日 (金)	紛争案件の説明及び今後の方針について
第 2 回	昭和 6 1 年 1 月 1 8 日 (土)	申立人（消費者）から紛争に至る経緯等について、詳細な事情聴取をする。 (6名)
第 3 回	昭和 6 1 年 2 月 3 日 (月)	相手方（事業者）から紛争の原因、状況、解決への基本的考え方等について事情聴取（C社、D社）
第 4 回	昭和 6 1 年 2 月 2 0 日 (木)	相手方（事業者）から紛争の原因、状況、解決への基本的考え方、等について事情聴取（B社他2社）
第 5 回	昭和 6 1 年 2 月 2 2 日 (土)	事業者からの事情聴取（引落業務委託会社）及び第2回あっせん部会における事情聴取人以外の申立人から、紛争に至る状況の主要点について事情聴取 (15名)
第 6 回	昭和 6 1 年 2 月 2 4 日 (月)	問題点の整理と検討
第 7 回	昭和 6 1 年 3 月 6 日 (木)	合意事項の検討

回数	開催日	審議内容
第 8 回	昭和 6 1 年 3 月 1 7 日 (月)	合意事項の検討
第 9 回	昭和 6 1 年 3 月 2 7 日 (木)	合意事項の検討
第 1 0 回	昭和 6 1 年 4 月 2 日 (水)	相手方に合意事項案の提示及び説明 (B 社、C 社、D 社)
第 1 1 回	昭和 6 1 年 4 月 1 2 日 (土)	相手方の合意事項案修正についての受 入れ諾否について検討
第 1 2 回	昭和 6 1 年 5 月 2 日 (金)	相手方から合意事項案に対する意見聴 取及び検討 (D 社)
第 1 3 回	昭和 6 1 年 5 月 1 3 日 (火)	合意事項、遵守事項、協定書について 検討
第 1 4 回	昭和 6 1 年 5 月 1 6 日 (金)	相手方から合意事項案に対する意見聴 取及び検討 (B 社、C 社)
第 1 5 回	昭和 6 1 年 5 月 2 2 日 (木)	合意事項、遵守事項、協定書について 検討
第 1 6 回	昭和 6 1 年 6 月 3 日 (火)	相手方から合意事項案に対する意見聴 取及び検討 (B 社の親会社) 及び合意 事項の策定
第 1 7 回	昭和 6 1 年 6 月 6 日 (金)	合意事項成立 協定書及び遵守事項について検討

回数	開催日	審議内容
第18回	昭和61年 6月21日 (土)	申立人へのあっせん内容の説明及び協 定書の調印
第19回	昭和61年 6月24日 (火)	報告書の検討
第20回	昭和61年 6月25日 (水)	報告書の検討
第21回	昭和61年 6月26日 (木)	報告書の検討
第22回	昭和61年 7月 8日 (火)	報告書の検討
第23回	昭和61年 7月18日 (金)	報告書の検討
第24回	昭和61年 7月29日 (火)	具体的処理

3. 東京都消費者被害救済委員会委員名簿

◎ 会長 ○ 会長代理

	氏 名	現 職	今 回 の あっせん部会
学識経験者委員	◎ 高柳 信一	専修大学教授（行政法）	
	○ 清水 誠	東京都立大学法学部教授（民法）	
	正田 彬	慶応義塾大学産業研究所教授（経済法）	部 会 長
	野村 宏治	弁護士（第一東京弁護士会所属）	委 員
	上村 正二	弁護士（東京弁護士会所属）	委 員
消費者委員	中村 紀伊	主婦連合会副会長	委 員
	並木 良	東京都地域婦人団体連盟副会長	
	和歌森 玉枝	東京都地域消費者団体連絡会中央委員	
事業者委員	本庄 正則	東京都商工会議所国民生活委員会副委員長	
	菅谷 頼道	東京都中小企業団体中央会会長	
	藤井 達雄	東京都商工会連合会専務理事	委 員

<参 考>

部 会（3部会）

- あっせん部会……事件ごとに会長の指名する学識経験者、消費者、事業者の三者委員をもって構成
- 調 停 部 会……学識経験者委員全員をもって構成
- 訴訟援助部会……学識経験者委員全員をもって構成